| 通番 | 大項目 中項目 | 6市町村協議 | | 4市町協議 | | 変更内容 | 変更理由 | 専門部会 | 協定 項目 分類 |
|----|--|----------|---|----------|---|--------------|-------------------------------|------|----------------|
| 四田 | 小項目 細項目 | 方針 時期 | 調整内容 | 方針 時期 | 調整内容 | 发史 内谷 | 发 史垤田 | 部会 | 分類 |
| 1 | 25 行政委員会 01 農業委員会 01 委員会の構成·任期· 報酬 01 組織 | 再編 経過 | 1 定数・選挙区について 合併時においては、3つの農業委員会を設置する。各委員会の選挙 による委員定数については、10~15名の範囲で合併時までに調整することとする。なお、選挙区について下記のとおりとする。 【 郡】 釧路市・釧路町 【 郡】 阿寒町・鶴居村 【 郡】 白糠町・音別町 但し、経過措置の6年後には1つの農業委員会とすることを原則に新市において検討する。 2 任期について 合併特例法第8条第3項の在任特例を適用し、合併後1年以内とする。(平成17年7月19日を目途とする。) 3 選任委員の取り扱いについて 合併の日に合わせて選任することとする。 | 同左 | 1 定数・選挙区 合併時においては、2つの農業委員会を設置することとし、各委員会 の選挙による委員定数は12人とする。 なお、選挙区及び市町ごとの定数は下記のとおりとする。 [郡] 釧路市(5人)・阿寒町(7人) [郡] 白糠町(7人)・音別町(5人) 但し、在任特例期間終了後2期(1期3年)以内で1つの農業委員会とすることを原則に新市において検討する。 2 任期 合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙された委員として在任する。 3 選任委員の取り扱い合併の日に選任する。 4 報酬 釧路市の例(現行月額:会長59,000円・委員47,000円)とする。 5 費用弁償 新市の旅費規程に準じる。 6 手数料 現況証明は白糠町・音別町の例(現行:1,000円/件)とする。 嘱託登記手数料は釧路市の例 (現行:土地表示 7,738円/件(1筆増808円) 所有権移転 15,078円/件(1筆増808円)とする。 | 全文修正 | 釧路町・鶴居村離脱による修正と合わせ、調整内容の表現を精査 | 産業経済 | 07 |